



セミナー・訓練等の受講費用を助成します！！

中央会 組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金

【目的】

組合及び組合員の役職員を対象に、スキルアップやキャリア形成に向けた必要な知識や技術等の習得・向上のために、公的機関等が実施するセミナー、訓練等を受講した場合の経費の一部を助成することで、組合職員等の資質向上や研鑽を促進能力開発を支援します。

【助成対象者】

- (1) 中央会会員組合事務局の役職員
- (2) 中央会会員組合に所属する組合員の役職員

【助成対象経費】

公的機関等（ポリテクセンターや中小企業大学校など）が実施し、令和6年2月29日（木）までに受講証明書を受領できるセミナー・訓練等の受講料であって、本会が認めるもの。

【助成金額】

負担した受講料の1/2を助成します。但し一人当たり10,000円を限度とします。

【利用限度】

1事業者（組合事務局・組合員）からの利用は3名までとします。
なお、利用できる組合員の数に上限はありません。

【スケジュール】

募集期間	令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水）
受講終了期限	令和6年2月29日（木）までに受講証明書を受領できる セミナー・訓練等
実績報告提出期限	令和6年3月15日（金）

※ 申請様式は、本会のホームページをご覧ください。
<https://www.h-chuokai.or.jp/index.html>



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会
Hokkaido Federation of Small Business Associations

〒060-0001

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階
TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

セミナー・訓練等受講支援助成金の留意点

中央会 組合等人材能力開発支援事業

【本助成金で対象とならないセミナー・訓練等】

本助成金は、利用者のスキルアップやキャリア形成に向けた知識や技術の習得・向上を目的としていることから、次に該当するセミナー・訓練等は、本助成金の対象外とします。

- ・法律等で受講が義務付けられているセミナー・訓練等
- ・資格、免許等の取得や更新のために必要なセミナー・訓練等
- ・受講証明書を取得できないセミナー・訓練等
- ・その他、本会が不適切と判断するセミナー・訓練等

【お問い合わせ】

本支部	住所	TEL・FAX
本部 (空知支部) (後志支部)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7	TEL：011-231-1919 FAX：011-271-1109
道南支部	〒040-0063 函館市若松町6番7号 ステーションプラザ函館	TEL：0138-23-2681 FAX：0138-24-2214
上川・宗谷支部	〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター	TEL：0166-22-5601 FAX：0166-22-5921
十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目 帯広経済センタービル東館	TEL：0155-22-9666 FAX：0155-28-3025
釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター	TEL：0154-41-1545 FAX：0154-44-2084
網走支部	〒093-0013 網走市南3条西3丁目 網走産業会館	TEL：0152-44-2361 FAX：0152-61-2168
胆振支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター	TEL：0143-45-8104 FAX：0143-41-2250